

要望が多かった「玻・碍・鷹」の扱いについて

○「追加字種の選定基準」との関係

- 「玻」の出現頻度：3949位，語例：玻璃。
- 「碍」の出現頻度：3461位，語例：融通無碍（礙），碍子。
- 「鷹」の出現頻度：1509位，語例：鷹揚。

<「障害」と「障^{がい}碍」の使用の経緯・意味等>

① 江戸末期における「障害」の使用例

- 別紙1 「英和对訳袖珍辞書（文久2(1862)年）」（杉本つとむ編著『江戸時代翻訳日本語辞典』（早稲田大学出版部，昭和56年））

② 明治期から大正期にかけての「障害」と「障碍（礙）」の使用例

- 別紙2 『日本国語大辞典 第2版』（小学館，平成12～14年）
- 別紙3 「法律における「障害」と「障碍（礙）」の使用例」
- 別紙4 国立国語研究所編『太陽コーパス』（博文館新社，平成17年）
- 別紙5 「明治の讀賣新聞」（読売新聞東京本社，平成15年）

③ 法律における「障害者」の使用例

- 別紙6 「法律における「障害者」等の使用例」

④ これまで我が国で使われてきた「障碍（礙）」という語の意味

- 別紙7 各種の辞書における記述（『日本国語大辞典 第2版』、『角川古語大辞典』、『例文 仏教語大辞典』等）

⑤ 障がい者制度改革推進本部の設置

- 別紙8 閣議決定「障がい者制度改革推進本部の設置について」（平成21年12月8日）

しょうがい ウシヤ【障害・障碍・障礙】『名』①

①する()をまたげをすること。じやまをすること。また、そのさまたげとなるもの。さわり。しょうげ。*史記抄(1477)一八・日者列伝「此に何と云障闕があつて思ふ事がよからうとすればわるくはなりなりすると云て人の心を傷しむるぞ」*蛻巖先生答問書(1751-64)中「但し己心唯心の宗旨御不案内故、障碍なきやいなや、其程無覚束・思召候」*会社弁(福地桜痴)叙(871)〈渋沢栄一〉「或は公権を素り或は法制を敷り、互に相障礙して終に共に樹立する能はず」*布令字弁(868-72)〈知足蹄原子〉三「障害 セウガイ ササワリソコ ナフ」*吾輩は猫である(1905-06)〈夏目漱石〉二「毫も内臓の諸機関に障害を生ぜず」*金貨(1909)〈森鷗外〉「此別当が自分と軍人との間に成り立ってゐる或る關係に障碍を加へるものであるやうに感じた」*白居易春日題乾元寺上方最高峰亭詩「但覺虛空無障礙、不知高下幾由旬」②精神や身体の器官がなんらかの原因でその機能を果たさないこと。また、その状態。*或る「小倉日記」伝(1952)〈松本清張〉二「神経系の障害であることは分つたが、病名は不明だった」③「しようがいきょうそう(障害競走)」「しようがいぶつきょうそう(障害物競走)」の略。【発音】シヨウガイ【標マ】○

日本国語大辞典 第二版 第七卷

一九七二年二月一日 日本国語大辞典第一版第一卷(全二〇卷)発行
一九七九年一月二〇日 同 縮刷版第一卷(全二〇卷)発行
二〇〇一年七月二〇日 同 第二版第七卷第一刷発行

編集 日本国語大辞典第二版編集委員会

小学館国語辞典編集部

佐藤憲正

発行所 図書印刷株式会社

印刷

株式会社 小学館

東京都千代田区一ツ橋二丁目三十一

電話 編集(〇三)三三三〇一五七〇

制作(〇三)三三三〇一五三三三

販売(〇三)三三三〇一五七三九

郵便番号 一〇一八〇〇 振替 〇〇一〇一—二〇〇

法律における「障害」と「障碍（礙）」の使用例
(明治～大正期)

「障害」

明治 30 年 3 月 30 日 砂防法

第 23 条 「…其ノ土地ニ現存スル障害物ヲ除却スルコトヲ得」

明治 32 年 3 月 29 日 水難救護法

第 29 条 「…航路, 錨地又ハ建造物ニ障害ヲ為スト…」

明治 42 年 4 月 13 日 耕地整理法

第 7 条 「…障害ノ竹木土石等ヲ移転若ハ除却セシムルコト…」

明治 44 年 3 月 30 日 電気事業法

第 8 条 「…電線路ノ施設及保守ニ障害ヲ及スヘキ竹木其ノ他ノ植物…」

第 15 条 「…電気工作物ト其ノ他ノ工作物トノ間ニ於ケル障害ヲ…」

大正 5 年 2 月 7 日 電気事業法改正 (追加条項部分)

第 14 条ノニ「…電気工作物ノ障害ヨリ生スヘキ…」

「障碍（礙）」

明治 23 年 5 月 27 日 水路測量標条例

第 4 条 「測量施行ノ為メ障碍トナル竹木ヲ…」

明治 25 年 6 月 23 日 海上衝突予防法

第 9 条 「…岩礁其ノ他障礙物ニ…」

明治 33 年 3 月 14 日 電信法

第 37 条 「…通信ヲ障碍シタル者…」 「…過失ニ因リ障碍シタル者…」

大正 5 年 3 月 7 日 海底電信線保護万国連合条例罰則

第 1 条 「…通信ヲ障碍シ又ハ障碍スヘキ危険ヲ…」

大正 8 年 4 月 10 日 史蹟名勝天然記念物保存法

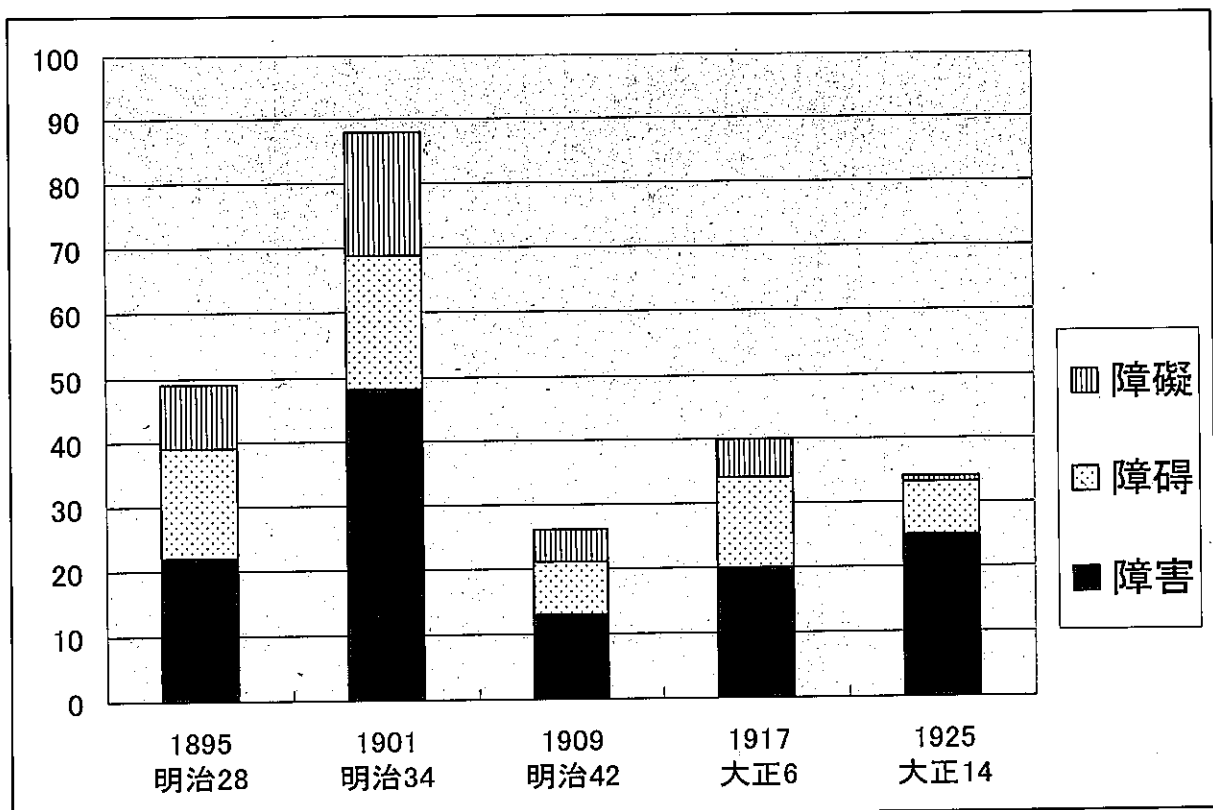
第 2 条 「…土地ノ発掘障碍物ノ撤去ソノ他調査ニ必要ナル行為…」

太陽コーパス（雑誌『太陽』日本語データベース）

（国立国語研究所編 CD-ROM 版 博文館新社）

「障害」「障碍」「障礙」の出現頻度数

出版年	障害	障碍	障礙	総計
1895(明治28)年	22	17	10	49
1901(明治34)年	48	21	19	88
1909(明治42)年	13	8	5	26
1917(大正6)年	20	14	6	40
1925(大正14)年	25	8	1	34
総計	128	68	41	237



明治9年5月18日 朝刊1面
さほりき
障碍木

本年當省乙第十五號達シ書中撥木ノ下ニ障碍木ノ三字
ナリ補ハ更ニ左ノ但ヤ書相加ハ候條此旨相達シ候事
但ニ障碍木伐採ノ儀ハ電報附帯ナラズノ外ハ其都
度可何由事
明治九年五月十六日 内務卿大久保利通

明治10年11月10日 朝刊1面
しやうげいものと
障碍物飛び越し

張され午前八時に銃へ剣とつて夫より散兵式 分列式
歩兵射のそれから散開射撃 侵襲 防禦 軍火 至急 砲臺
の作りかゝ 地雷火 散兵學 徒歩 砲法 障碍物飛び越し
さどさあり夫より下志津へやいでに成つて火筒とる

明治12年7月24日 朝刊1面
しやうげ
障碍

○乙第三拾八號 郡區役所
岩手縣下各港へ投函ノ商船ニ於テ一時積入ノ土砂ヲ港
内ニ投棄填塞シ船船ノ出入ニ障碍生ズルノ要ハ少カ
ラザルニ付キ右ハ本年九月一日以後禁止候條入港ノ後

明治17年8月2日 朝刊3面
さほり
障碍

陸軍の隊に其の事に着手せし事今日他人の全く物
らざる所あり而して今日に至るまで自國の障碍に
以て是迄十有餘年の久しきに及べり今其の沿革と變

明治18年5月27日 朝刊2面
しやうげとびこし
障碍飛越

○馬術共進會 来る三十一日陸軍士官學校にて午
前より騎兵科各隊馬術共進會と催される由にて其期
目ハ障碍飛越 騎馬乗作業 砲臺法等にて雨天あれば
次の日順延される

明治19年5月2日 朝刊2面
しやうげ
障碍

海軍計五十四度陸軍計三〇、二二等より砲火の前に於
て其の燃候と感せし事多く又散烟中に於ても燃候せ
し事亦以上三回とも八番樹木等に燃候せし(北海
道産報告)

明治20年11月15日 朝刊2面
しやうげいせう
障碍競走

校の生徒凡そ二百名程ノ各々思々に競歩の併裝とあ
し玉投 競走 競投、二人三脚 卒業、障碍競走、來賓競
走、綱引等の競技をなし後には隊一頭と放ちて多く
の人々之と撞ふるの趣向ありし同校の思付き

明治21年11月27日 朝刊2面
しやうげとびこえ
障碍飛越

校附委任官に請ひ給ひ給て同校學生士官の馬術講義
及ハ學生士官及び騎馬手の新馬術 鞍乗及ハ騎馬宗
障碍飛越等の馬術を天寶午前十一時三十分迄卒わら
せられり當日御陪乘ハ徳大寺侍從長供奉ハ毛利薩

明治22年6月15日 朝刊2面
障碍

度共に其真きを得る様にし健全無毒の畜種と播下し
て割合并高く飼ひ平生の衛生さへ行届けバ假令一瞬
多少の障害と被むるとも決して大なる異作と来そ
のにわらざるを知るを得り若し畜室の不足と成七
幸ハ昨年來西ヶ原の養業試験場にて試用せらるる

障碍物

ある羽村へ照會の電報を發せられぬと右の頃日の
強雨の爲り玉川筋非常の出水に竹筒川の堰と取除き
丸るに依り玉川上水々門口へ障碍物充塞しぬる爲り
あるべしとして夫々配水の手配をせしめれば昨日の如
程か増水しぬるといふ

障碍飛越

ある朝敵と爲しぬる馬と松本我國に用ひぬる兵馬と
其運動掛引の原餘程の相違あるよしにて其朝敵と
天竺に供ひぬるといふ 障碍飛越と爲し三メートル
飛越ぬる馬の坐上にも頗る御海恩の体で送らせられ
しと云

幸田露伴『日ぐらし物語』「ねちくり博士」
障碍物

我に或物偶然大真理と發見する體にある事に出
逢ふるの事、丁度此朝少し後れて家を出る時時間
例より後れるより暇出しぬる事、所々何物も障碍物
無の廣野の如くに道が真直にのりて居るの事、道
が真直にのりて居れば早く到着するの事、の事に、君

障碍 無障碍

コノ何故に物のかく無障礙の道と爲るの事と云ふの
事素難なる大難問也、僕も此疑問に向て與ふる規
則の事々あるものなり、曰く「最も障礙の少く道
の直り必らず無障礙の事なり」といふので澤山、一
休運動の法則と論じて見れば、一點より他点まで、
最近直り筋は、云々通り直線に極つてゐるの事、

くいけから、何故といふのに「股の眞の所直線と
障の少く、障礙筋運動ありといふ原則に反對して
るから、夫が能く飛ぶに、色々の原因もゆる少先
第一に障礙規則に従ふから、故以上二ヶ條の原

サ、此障少即ちなめしぬる所、此處から天地萬物を
メナヤクは色々の形状と爲してあらはれて来るの
事、扱其曲線といふ、無障礙の空間で試みに明
のばして見玉、必らず無障礙と爲るに相違あるの事、
線線にあらざれば、環と爲るの事、環と爲して

障碍

○東京電信局 二十九日午前九時
横濱長崎線日本橋大坂線東京神戶線東京大坂一松
線名古屋以西障碍あり東京大坂二松三橋線名古屋
以東にて低線地帯今試駁中委細の後より

障碍

○東海道鐵道障害に就き岡野氏の筆力 東海道鐵
道なる東洋浦原間の鐵道線路に障害を生じぬる由の
前號の紙上にも記せし折しも新葉の出廻り時ある
のみならず殊に未郵船マニマニ號の昨六日夕積

障碍

○同じく横濱の地震 横濱に於ても昨三日午前七
時十分中々烈しき地震ありぬるに人々大に狼狽し
戸外に駆け出しぬる者多かりし、震動は三分間程
にて止みぬる、別て餘震ありしと云

明治26年11月26日 付録1面
障 碍
しやうがい

各區に區別して送致し付せんとする由あるが之と聞
ける從來の加電者の大に苦痛を感ずる呼ばれた
る争議に變更と来たを時々營業上(明)と與人る事
少からそと中止と請願せん内々奔走中のも
のなる由あるも本省にての斷然決行せる由

明治27年1月9日 付録1面
障 害
しやうがい

其電話加入者の位置並に架線の方法如何によりて
害極めて少らざるあり其一例と取れば彼の(一)
電車路邊の如く單線式と用ゆるにも拘らず敢て
其障害(被)ゆることあり其の報告を同地電報交換會
社より電報局に送りしことあり此の如き例の

明治28年5月23日 朝刊5面
障 害
しやうがい

○ 障 害
少の障害と受けたる模様あり
○ 障 害
障 害

明治28年9月14日 朝刊2面
障 礙
しやうがい

の意見と若し東京市の道路及び市區の改正未だ
解せざる所月に於て右等の鉄道と交差する所の地
日理(の)除(去)せし前民一般の不便と不幸と
をに至るべしと云ひ居れる一面して古市土木會

明治29年2月22日 朝刊2面
障 害
しやうがい

障 害
障 害

明治29年8月20日 朝刊5面
障 害
しやうがい

障 害
障 害

明治29年11月23日 朝刊6面
障 碍 物 競 走
しやうがい

障 碍 物 競 走
障 碍 物 競 走

明治30年5月5日 朝刊3面
障 碍
しやうがい

障 碍
障 碍

明治30年8月19日 朝刊3面
障 碍
しやうがい

障 碍
障 碍

明治34年10月22日 朝刊5面
 故障
 不通障害

○東京電話交換局の注意
 東京電話交換局は、最近、電話機の故障が多発し、通話に支障を来す事がある。此等支障の起る原因は、電話機の構造上の欠陥、或は交換機の故障、又は通話線の断線等による。此等支障の起るに當り、交換局の注意を以て申告せしめ、速に修理を受ける事が必要である。又、通話線の断線等による支障の起るに當り、速に修理を受ける事が必要である。

明治34年12月14日 朝刊5面
 故障
 不通障害

○電報の不通
 電報の不通は、電報機の故障、或は電報線の断線等による。此等支障の起るに當り、電報局の注意を以て申告せしめ、速に修理を受ける事が必要である。又、電報線の断線等による支障の起るに當り、速に修理を受ける事が必要である。

明治35年1月31日 朝刊5面
 故障
 障害物

○電報の不通
 電報の不通は、電報機の故障、或は電報線の断線等による。此等支障の起るに當り、電報局の注意を以て申告せしめ、速に修理を受ける事が必要である。又、電報線の断線等による支障の起るに當り、速に修理を受ける事が必要である。

明治35年5月12日 朝刊2面
 故障
 障害

世論概観
 最近の世論は、政府の政策に對して、大體賛成の意を示す。然し、政府の政策が、國民の利益に對して、如何なるものであるか、是れを疑ふ者も尠くない。政府は、國民の利益を代表するものであるから、國民の利益を代表して行動する義務がある。政府は、國民の利益を代表して行動する義務がある。

明治36年5月13日 朝刊2面
 故障
 障害

○電報の不通
 電報の不通は、電報機の故障、或は電報線の断線等による。此等支障の起るに當り、電報局の注意を以て申告せしめ、速に修理を受ける事が必要である。又、電報線の断線等による支障の起るに當り、速に修理を受ける事が必要である。

明治36年6月26日 朝刊5面
 故障
 障害

○英國の新國稅案
 英國政府は、最近、新國稅案を提出した。此等國稅案は、英國の財政を改善するために必要である。然し、此等國稅案が、國民の利益に對して、如何なるものであるか、是れを疑ふ者も尠くない。政府は、國民の利益を代表するものであるから、國民の利益を代表して行動する義務がある。政府は、國民の利益を代表して行動する義務がある。

明治36年8月15日 朝刊2面
 故障
 障害

○小切手納税上の障害
 東京市に於ける小切手納税開始當初に、地位取扱上、不便があるべしとの懸念ありしも、實行の結果、意外良好にして、支障を生ずる不便を認めず。是れは、東京市の財政を改善するために必要である。然し、是れが、國民の利益に對して、如何なるものであるか、是れを疑ふ者も尠くない。政府は、國民の利益を代表するものであるから、國民の利益を代表して行動する義務がある。政府は、國民の利益を代表して行動する義務がある。

明治37年1月14日 朝刊5面
 故障
 障礙

○電報の不通
 電報の不通は、電報機の故障、或は電報線の断線等による。此等支障の起るに當り、電報局の注意を以て申告せしめ、速に修理を受ける事が必要である。又、電報線の断線等による支障の起るに當り、速に修理を受ける事が必要である。

明治37年1月25日 朝刊2面
 故障
 障礙

○電報の不通
 電報の不通は、電報機の故障、或は電報線の断線等による。此等支障の起るに當り、電報局の注意を以て申告せしめ、速に修理を受ける事が必要である。又、電報線の断線等による支障の起るに當り、速に修理を受ける事が必要である。

法律における「障害者」等の使用例

昭和 4 年 4 月 1 日 救護法

第 1 条 四 「……………其ノ他精神又ハ身体ノ障碍ニ因リ労務ヲ行フニ支障アル者」

昭和 19 年 2 月 15 日 厚生年金保険法（労働者年金保険法から名称を改正）

「障害年金及障害手当金」を使用

昭和 22 年 4 月 5 日 労働基準法

第 77 条 「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり、なおつたとき身体に障害
が存する場合においては…」

別表第 1 「身体障害等級」という用語が用いられる

昭和 22 年 11 月 30 日 職業安定法

第 26 条 「身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする
者については」

昭和 24 年 5 月 20 日 職業安定法一部改正

第 26 条の次に条文が加えられ、その見出しとして「(身体障害者に対する職業補導)」
という用語が用いられる

昭和 24 年 5 月 31 日 国立身体障害者更正指導所設置法

法律名に「身体障害者」という用語が用いられる

昭和 24 年 12 月 26 日 身体障害者福祉法

昭和 57 年 7 月 16 日 障害に関する用語の整理に関する法律

恩給法など 162 本の法律を一斉改正

しょうげ ウシヤ 【障礙・障碍】「名」(「げ」は「礙・碍」

の呉音) 仏語。ものごとの発生、持続などにあたつてまたげになること。転じて、悪魔、怨霊などが邪魔をすること。さわり。障害。*本朝麗藻(1010か)下。近来播州書写山中(具平親王)「願身恨障礙多縁、未遂頂礼」。*今昔(1120頃か)四・一「天魔・外道、其れに依て障導を可成し」。*色葉字類抄(1177-8)「障礙シヤウケ」。*源平盛衰記(14C前)一八・龍神守三権心事「若し善根の衆生ありと云とも、魔王の為障導(シヤウケ)せられて、所願成就の者有るべからず」。*羅葡日辞書(195)「Obsto〈略〉サマタグル、xógueno(シヤウゲラナス、フセグ)。*浮世草子・新可笑記(1688)三・一「いかさま人にも化くべき有様皆々おそろしく、其まま捨て何の子細もなし。扱は此ほど申せし事此狐の障礙(シヤウケ)ならんときたして」。*正庵仮名法語(18C中か)「内外の諸魔便を失ひ、一切の障碍を離れ、善悪是非」。*談義本・根無草(1763-69)後・一「人のからだを仮初に、男色千人切の馬鹿を尽すも、皆此水虎(かっぱ)の亡魂の障礙(シヤウゲ)をなすとしられたり」。*読本・雨月物語(1776)白峯「これが報ひを虎狼の心に障化(シヤウゲ)して、信頼が隠謀にかたらはせしかば」。*法華経譬喩品「見諸子等安隱得出、皆於四衢道中露地而坐、無復障礙、其心泰然歡喜踊躍」。【発音】シヨীগ

繪マシヨ 辞書色葉・伊京・明心・天正・饅頭・黒本・易林・日葡書言・ホホ・言海 表記 障礙(色・易・書・へ・言) 障碍(伊・明・天・饅・黒) 障導(易)

日本国語大辞典 第二版 第七卷

一九七三年二月一日 日本国語大辞典第一版第一卷(全二〇卷)発行
 一九七九年十月二〇日 同 縮刷版第一卷(全二〇卷)発行
 二〇〇一年七月二〇日 同 第二版第七卷第一刷発行

編集 日本国語大辞典第二版編集委員会

小学館国語辞典編集部

発行所 佐藤憲正

印刷 図書印刷株式会社

発行所

株式会社 小学館

東京都千代田区一ツ橋二丁目二一

電話 編集(〇三)三三三〇一五二七〇

制作(〇三)三三三〇一五三三三

販売(〇三)三三三〇一五七三九

郵便番号 一〇一八〇〇 振替 〇〇二〇一〇〇〇

しやうげ ショウゲ【障碍・障礙】「障碍 シャウゲ」(饅頭屋本節用)「障碍 シャウゲ」(易林本節用) ■名・動サ変 妨げること。たたり。「天魔外道、其れに依りて障導を成すべし」(今昔・四・二)「たとひ報謝の心をこそ存ぜず共、豈障導をなすべきや」(平家・三・御座)「猶天魔の障碍も怖く、老耄すえに傾て余命浅灯に似りければ」(地藏菩薩靈驗記・二)「いつかしやうげなく、あたま・しきたいともにくるしき事なく、真のくつろぎにいたるべきや」(こんてむつすむんぢ・三・五)「狐狸の化物、ちつとも障碍をなす事あたはず」(武道張合大鑑・二・二)「これが報ひを虎狼の心に障化(や)して」(雨月・白峯) ■名 あたりをなすもの。魔障(まじ)のもの。「庚申せでぬる誦文、しやうけらがねたってきたかねぬものをねたれぞねぬぞねぬぞねたれぞ」(袋草子・上)

角川古語大辞典 第三卷

昭和六十二年九月十五日 初版発行
 中村幸彦 著
 岡見正雄 監修
 阪倉篤義 編集
 角川春樹 発行
 株式会社角川書店 発行所
 東京都千代田区富士見二丁目三十三番地電話 〇一一〇一
 (電話) 東京 (四) 八五五二 (総機) 〇一〇一
 (分機) 八五二〇
 振替東京三一九五二〇六
 郵政印刷 旭印刷株式会社
 製本 株式会社鈴木製本所
 本文用紙 三麗製紙株式会社
 表紙クロス ダイニック株式会社
 角川・角川水はを放りたしませず ISBN-04-011930-4 C3381

しやうげ 【障碍】 障害。さまざま。とくに、仏の悟りをうるための仏道修行の邪魔をするさわり。また、悪魔・怨霊などによるさまざま。*法華義疏一・譬喩品「露地而坐、無復障碍」*鍍の権三重帷子「いかなる天魔の障碍ぞや」

例文仏教語大辞典

一九九七年三月一日 第一版第一刷発行
 二〇〇四年十二月二十日 第二版第二刷発行

著者 石田 瑞 磨
 発行者 佐藤 宏
 印刷所 図書印刷株式会社
 東京都港区高輪一丁目三十一番三
 発行所 鎌倉 小学館
 東京都千代田区一ツ橋二丁目三十一番
 郵便番号 一〇一八〇〇一
 振替 〇〇一八〇〇一〇〇〇
 編集 〇〇三三三三〇一五二一七〇
 制作 〇〇三三三三〇一五三三三三
 販売 〇〇三三三三〇一五三三三三

しょうげ【障×礙・障×碍】^{シヤ} 障害。妨げ。仏教では、悟りの障害となるものをいう。「最も一の少き運動の道は必らず螺旋的なり」(露伴・日ぐらし物語)

大辞泉

一九九五年十二月一日 第一版第一刷発行

監修 松村明
編集 小学館大辞泉編集部
発行者 鈴木一
印刷所 凸版印刷株式会社
〒東京都港区東一丁目一

株式会社 小学館
東京都千代田区西三丁目一
電話(東京)03-5561-0110
[支店]
編集(東京)03-5561-0110-5140
制作(東京)03-5561-0110-5140H
販売(東京)03-5561-0110-5140H

SHOGAKUKAN 1995 Printed in Japan

しょうげ【障×礙・障×碍】 妨げ。障害。しょうがい。「いかなる悪魔の—なるか/自由太刀余波鋭鋒追遙」

大辞林 第三版

二〇〇六年一〇月二十七日 第一刷発行
一九八八年一月三日 初版発行
一九九五年一月三日 第二版発行
二〇〇六年一〇月二十七日 第三版発行

編者 松村明(まつむら・あきら)
三省堂編修所

発行者 株式会社三省堂 代表者 八幡統厚
印刷者 凸版印刷株式会社
発行所 株式会社三省堂

〒100-0001 東京都千代田区三番町四丁目二十五番十四号
電話(東京)03-3233-0110-9401
営業(03)3233-0110-9401
販売(03)3233-0110-9401
郵便番号 100-0001
商業登録番号 一八七二七六

しょうげ^{シヤ}【障礙・障碍】 さまたげ。さわり。障害。今昔四「天魔 外道 それによりて—をなすべし」

広辞苑 第六版

一九五五年五月二五日 第一版第一刷発行
一九六九年五月六日 第二版第一刷発行
一九七六年二月一日 第三版第一刷発行
一九八三年二月六日 第四版第一刷発行
一九九一年二月五日 第五版第一刷発行
一九九八年二月二日 第六版第一刷発行
二〇〇八年一月二日 第六版第一刷発行

編者 新村出
著作協力 堀新村出記念財団
発行者 山口昭男
印刷者 北島義俊
発行所 株式会社 波書店
東京都千代田区三丁目二十五番十四号
電話(東京)03-5561-0110
編集(東京)03-5561-0110-5140
制作(東京)03-5561-0110-5140H
販売(東京)03-5561-0110-5140H
<http://www.jwan.co.jp/>

Printed in Japan
ISBN978-4-00-080121-8

障がい者制度改革推進本部の設置について

〔平成21年12月8日
閣議決定〕

- 1 障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に障がい者制度改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（障害者施策）
本部員 他のすべての国務大臣
- 3 本部は、当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行う。
- 4 本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集を求めることができる。
- 5 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。
- 7 平成12年12月26日閣議決定により設置された障害者施策推進本部（以下「旧本部」という。）は廃止し、これまで旧本部が決定した事項については、本部に引き継がれるものとする。